

四国各県建設業協会
ご担当者様

平素より国土交通行政へのご協力ありがとうございます。

さて、物流分野における担い手不足等への対応として改正された「物資の流通の効率化に関する法律（いわゆる物流効率化法）」では、昨年度からすべての荷主に対し物流効率化に向けた取組が努力義務化されており、工事施工においても当該努力義務のご対応をいただいているものと思っております。

本年度からは、一定規模以上の荷主については「特定荷主」として、効率化取り組みに関する中長期計画の作成や定期報告等の義務が課される制度が開始されました。

当該「特定荷主」に関しては、建設業においても、建設資材の発注・搬入等を行う事業者は荷主に該当する場合があります。一定規模以上（年間取扱貨物の重量9万トン以上）の荷主は特定荷主として業の所管大臣への届出が必要となりますので、今回改めてお知らせをさせていただき次第です。

つきましては、貴協会に所属されている建設業者の皆様に対しても、本制度の概要等、ご周知いただきますようお願いいたします。

本法の趣旨、制度概要、特定荷主の考え方や必要な対応等については、国が開設している下記ポータルサイトにて、分かりやすく整理されていますので、ぜひご確認いただきますようお願いいたします。

【物流効率化法理解促進ポータルサイト】

▶ <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

（制度の概要、特定荷主の指定基準、対応の手引き、様式、Q&A等が掲載されています）

以上、よろしく願いいたします。

国土交通省 四国地方整備局

建政部 計画・建設産業課

課長補佐 七條 稔暢

TEL：087-811-8314 内線：88-6136

FAX：087-811-8414

E-mail：shichijou-t8811@mlit.go.jp